平成２８年（フ）第５７号
山梨県都留市古川渡411番地　サンシティ小俣１―101
債務者　藤堂俊こと　トラン　クオック　アン
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
山梨県富士吉田市新西原３丁目10番25号　新西原荘Ｂ１号
債務者　堀池　治雄
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第２１３号
長野県東筑摩郡山形村5296番地４
債務者　神通川房子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５５３号
兵庫県西宮市津門川町11番７―110号
債務者　中川　修一
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６６１号
千葉県松戸市松戸1111―11　ビーホームビル204号、住民票上の住所千葉県松戸市松戸1567番地　リズ松戸301号
債務者　木村　賀代
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６６６号
千葉県柏市泉町17番26―204号
債務者　江口　真吾
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６６７号
千葉県柏市泉町17番26―204号
債務者　江口　　唯
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６９１号
千葉県松戸市常盤平２丁目25番地　常盤平公団住宅１街区37棟408号
債務者　天野　英克
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６９７号
千葉県柏市光ケ丘４丁目18番26号
債務者　阿部　翔太
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７０１号
千葉県野田市山崎貝塚町28番地の９　アーバンクレスト３　Ａ―107
債務者　杉本　　睦（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６０号
兵庫県佐用郡佐用町金屋531番地１　藤マンション金屋101号
債務者　野村　康博
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第６１号
兵庫県佐用郡佐用町金屋531番地１　藤マンション金屋101号
債務者　野村　実代
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第９０３号
神戸市長田区房王寺町４丁目６番９号相互ハイツ402―Ｄ号
債務者　藤本　祥一
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９１０号
神戸市中央区下山手通８丁目15番19―202号
債務者　東野　育子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９１４号
神戸市垂水区山手２丁目５番10号
債務者　上村由美子（旧姓豊川）
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３３号
神戸市北区東大池１丁目９番12―201号
債務者　仲野　充枝
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９４１号
神戸市中央区筒井町３丁目11番２号
債務者　行野　和子（旧姓仲村渠）
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部